

脳卒中、脳腫瘍等に罹患された方へ

○ 医師の診断が必要です

脳卒中（脳梗塞、脳出血、くも膜下出血）、脳腫瘍等については、道路交通法に規定する

「自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈する病気」

に該当し、当該病気を発症したり運転免許の取得や更新の場合には、医師の診断（診断書）が必要です。

○ 医師の診断について

医師の診断については、以下の2つの方法があります。

① 主治医または脳卒中・脳腫瘍等の専門医の診断書を提出する

○ 公安委員会提出用診断書を使用して提出してください。

※ 提出がない場合、診断書提出命令書が交付（郵送）され、それでも診断書を提出されない場合は、免許の**停止**または**取消し**となります。

※ **公安委員会提出用診断書は群馬県総合交通センター内の運転免許課適性検査係でお渡しします。**

② 公安委員会が指定する日時・場所（病院）で臨時適性検査を受ける

○ 運転免許課適性検査係に連絡し、日時場所の指定を受け検査を受けます。

○ 指定を受けた後、やむを得ない理由なく臨時適性検査を欠席すると、免許が**停止**または**取消し**となります。

○ 臨時適性検査を受ける場合、原則として治療を受けている、または受けていた病院で、診療情報提供書を記載してもらう必要があります。

○ 上記①、②の選択等について

○ 現在、入院または通院中の方については、上記①の主治医または専門医の診断書を提出してください。ただし、希望がある場合は、上記②の臨時適性検査を受けることも出来ます。

○ 通院が終了している方については、上記②の臨時適性検査を受けることとなりますが、以前、入院または通院していた病院で診断書を記載してもらい、それを提出することも出来ます。

○ 主治医または専門医に診断書の記載を断られた方については、上記②の臨時適性検査を受けることとなります。

○ 早めに相談してください

通院が終了した場合は、医師から診断書の記載を断られる可能性が高くなります。可能な限り通院終了前に下記相談窓口にご相談してください。

また、警察では、運転能力評価判定機を使った安全運転相談を行っております。（受付時間：平日午前8時30分～11時30分、午後1時～4時）

運転再開前に下記相談窓口で安全運転相談を受けることをお勧めします。



相談窓口：〒371-0846 前橋市元総社町80番地4
群馬県総合交通センター内
運転免許課適性検査係
相談時間 平日8:30～17:15
TEL 027-253-9300（内線331～333）
【通話料は利用者負担となります】